

「下水道使用料の改定について」

答申書

令和4年4月15日

大口町下水道事業経営審議会

1 はじめに

本町の公共下水道は、平成8年1月に供用が開始され、下水道平均使用料単価（平成30年度実績）は132円／ m^3 である一方、汚水処理原価（平成30年度実績）は150円／ m^3 であり、汚水処理に係る経費を使用料収入で賄っておらず、一般会計から多額の補てんを受けて経営を成り立たせているのが現状である。

本町では、令和5年4月から地方公営企業法の財務規程の適用を開始する。公営企業である下水道事業は、独立採算制の原則が適用され、受益者負担の原則のもと、必要な経費については使用料収入で賄うことが必要とされる。

整備率については95%を超え、ほとんどの町民は下水道事業の恩恵を受けることができるが、一部、恩恵を受けることができない町民がいる中で、町民の税金を原資とした一般会計からの補てんを受け続けることについては不公平が生じる。受益者負担の原則により、適正な使用料収入を得ることで、下水道事業の運営に係る財源を確保することが重要である。

また、下水道区域の整備が令和7年4月に概成する一方で、供用開始後25年が経過しており施設の老朽化が急速に進行している。加えて本町は水田地帯であり夏季の地下水位が高く、供用開始当初は管渠を陶管で整備してきたことから、不明水が多いことも課題である。そのため、不明水対策をはじめとした計画的な維持管理、更新を推進する必要がある。

下水道使用者数は増加を続けており、使用料収入は近年においても微増で推移している。第2期大口町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、今後も本町は緩やかな人口増加傾向を維持すると想定しており、それに伴い下水道使用者数も増加していくと見込んでいるものの、節水機器の普及や節水意識の浸透、企業の経費削減等により、経営環境は厳しさを増していくと考えられる。

このような状況を鑑み、将来にわたり安定的な事業経営を行うためには、下水道使用料の改定は必要であると考え。しかし、下水道使用料改定に際しては、町民生活や大口使用者への影響などを考慮することは必要であり、過度な負担を強いる改定とならないよう十分に配慮すべきである。

2 下水道使用料の改定について

(1) 算定期間

使用料算定期間は令和5年度～9年度の5年間とする。

下水道使用料は日常生活に密着した公共料金としての性格からできるだけ安定性を保つことが必要であり、また、事業運営の見通しを長期にすることは予測の確実性を失うことにつながることから、下水道使用料の算定は3年から5年程度で行うことが望ましいとされ、改定に係る事務コストと予測の確実性を考慮し、算定期間は5年とする。

(2) 時期

令和5年4月施行

一般会計から多額の補てんを受けて経営を成り立たせている現状を考えると、改定時期は早いほうが望ましいが、利用者への周知の期間、また地方公営企業法の財務規程が適用されるタイミングであることを考慮し、令和5年4月施行とすることが適当である。

(3) 改定額の目安

令和5年度～9年度における使用料対象経費を算出した結果から、一般会計からの補てんに頼らない独立採算を実現するため、目標とする平均使用料単価を、「経費回収率100%相当額」である「151円/㎡」とする。

(4) 使用料体系

ア 基本使用料に含まれる基本水量の廃止

基本水量未満の利用者が同一料金で割高となり、不公平感が出ることから、基本水量を廃止し、使用水量に応じた利用料金を基本使用料から切り分ける。

イ 水量区分、料金単価の見直し

基本水量の廃止に伴い、1㎡からの従量料金を設定するとともに、一般家庭の使用が想定される水量区分を統合するなど、水量区分と料金単価の見直しを行う。

ウ 使用料対象経費の配賦割合

使用料対象経費を「需要家費」「固定費」「変動費」の3つに分類し、使用料収入のうち、基本使用料には需要家費の全部と固定費の一部を配賦し、従量使用料には固定費の残り部分と変動費の全部を配賦する。今回の改定では、基本使用料の金額を考慮した上で、基本使用料へ配賦する固定費の割合を10%とすることは妥当である。

上記を踏まえ、料金表を次のとおり改定する。

○料金表の比較（1使用月・税抜）

	改定案		改定率	現行	
	区分	金額		区分	金額
基本使用料	基本水量なし	410 円	△42.6%	10 m ³ まで	714 円
従量使用料	1～10 m ³	71 円	—		
1 m ³ あたり	11～50 m ³	94 円	△9.6%	11～20 m ³	104 円
			△21.0%	21～30 m ³	119 円
			△26.6%	31～50 m ³	128 円
	51～200 m ³	155 円	+16.5%	51～100 m ³	133 円
			+2.0%	101～200 m ³	152 円
	201～500 m ³	181 円	+19.1%	201～500 m ³	152 円
501 m ³ ～	218 円	+14.7%	501 m ³ ～	190 円	

3 付帯意見

- ・今回の改定は、令和5年度～9年度の財政収支予測から検討したものであるが、令和10年度以降は、今回の改定額では使用料収入は不足するとの見通しである。財政収支予測は5年程度で見直し、適正な使用料単価の確認を行うとともに、必要に応じて使用料の改定を行われたい。
- ・使用料改定の状況をはじめ、下水道事業の経営状況を住民にわかりやすく情報発信されたい。
- ・地方公営企業法の財務規程の適用を機に経営状況をよりの確に把握するよう努め、さらなる経費削減、事業の効率化とともに、水洗化率の向上等による使用料収入の増収を図り、将来にわたり安定的な下水道事業経営を展開されたい。